

市町村への意見照会の結果と対応

| 市町村 | 意見 | 県の考え方 |
|-----|--|--|
| 半田市 | <p>○ GIS データの整備について</p> <p>砂防指定地や保安林など、多くの自治体で確認が必要と考えられる区域について、GIS データが公開されておらず、確認作業に時間を要する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等のエリアについては、マップあいちで閲覧できるものの、GIS データの取得にあたっては、貴県の関係課へ提供依頼をする必要がある。建設事務所や農林事務所に問い合わせを行った場合の標準的な事務処理期間についても不明であるため、円滑な区域設定に支障を来すことが考えられる。</p> <p>また、建設事務所等からの回答が、位置情報を持たない筆のリストであった場合、既存の地番図等とのマッチングに相当な労力を必要とする。</p> <p>これらを理由に、スムーズな区域設定を促進するためにも、GIS データの整備推進を促していただきたい。</p> <p>なお、GIS データの整備が間に合わない場合においても、関係する区域の確認方法（問い合わせ先や必要な書類）については、手引き等で案内いただきたい。</p> | <p>GIS データの多くは、国土数値情報ダウンロードサービス※で取得可能です。</p> <p>県が保有する GIS データのうち、オープンデータ化されていないものについては、各所管課において諸所の事情によりオープンデータ化が困難であるものと考えております。</p> <p>関係する区域の確認方法（問い合わせ先や必要な書類）については、基準の表 2 及び表 3 の「収集の方法」で示すとおりです。</p> <p>※国土数値情報ダウンロードサービス https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</p> |